

議会運営委員会

平成26年3月25日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、坂口委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、坂口委員を指名いたしますので、両委員には、よろしく願いをいたします。

本日、議会運営委員会を開催させていただきましたのは、19日の会議において、議案の取扱いについて審議をいただきましたが、議案第8号の修正案の取扱いの中で、討論の順序に不適切な部分がありましたので、あらためて説明をさせていただき、委員皆様のご理解を賜りまして再確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明願います。 議会議会事務局長。

議会事務局長

それでは、議案第8号とその修正案の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

お手元に、その取扱いの手順をとりまとめさせていただきましたものをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、議案第8号ですが、先日の議会運営委員会では、討論の順序を修正案に賛成、次に原案に賛成というふうにさせていただいたところですが、これは順序が逆でございまして、そこに書いてございますように、まず、原案に賛成、次に修正案に賛成という順に訂正をさせていただきたいと思っております。お詫び申し上げます、再度ご確認いただきますようよろしく願いを申し上げます。

この順序になります理由でございしますが、会議規則第52条に討論の方法が規定されておりました、討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を交互に指名して発言させなければならないと規定されております。

この議案第8号に関しては、修正案が提出され、修正案の提案説明がございすることから、同じ意見が続かないようにするため、討論の最初

は、修正案に反対の意見、つまり原案に賛成の意見を討論煮の最初に発言させなければならないということで、このような順序になってまいります。

以上が、本日の議案第8号の適切な取り扱い方となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 まことに委員長としても申し訳ないと思っております。52条の解釈の仕方、修正案、一括上程ということで、少しちょっと勘違いをいたしましたので、申し訳ないと思っております。

それでは、お手元の資料のとおり進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長には、よろしくお願いをいたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうで何かございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についても以上で終わります。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

(午前9時5分 閉会)